

## よくある質問 (Q&A) \_医療法人関係

※このQ&Aは頻度が高い質問への回答例であり、全ての事例に必ず当てはまるものではありません。

260415

	質問内容	回答内容
1 共通	医療法人の運営で注意すべき点はありますか。	厚労省作成の「医療法人運営管理指導要綱」には組織運営や業務、管理などについて、全般的にまとめられていますのでご確認ください。 下記の厚労省サイトには、上記の要綱のほか、制度概要や法令、通知などが掲載されています。  (厚労省) 医療法人・医業経営のホームページ <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/igyuu/">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/igyuu/</a>
2 共通	医療法人が医療政策課に定期的に提出する書類を教えてください。	(1)事業報告書、(2)経営状況等報告、(3)登記完了届、(4)役員変更届は定期的に提出する必要があります。 未提出の場合や、記載内容に虚偽があった場合等は、医療法第93条第6号、第7号の規定により、20万円以下の過料の対象となります。 <b>事業報告書は例年、医療政策課あてに200~300件の閲覧申し出があり、ご提出された決算書類は閲覧に供されています。</b>
3 共通	【届出や報告の必要部数】 役員変更届、登記完了届、事業報告書(決算届)、経営状況等報告は1部提出でよいか。	1部提出です。
4 共通	【申請の必要部数】 設立認可申請や定款変更認可申請は2部提出でよいか。	正副あわせて2部提出願います。副本は認可後にお返しします。
5 共通	医療法人整理番号が分からない。	本県のホームページに掲載している、「医療法人整理番号一覧」をご確認ください。
6 共通	提出書類は郵送でもよいか。	郵送でも可です。 受付印を押した控えを返送希望の場合には、切手を貼った返信用封筒を同封願います。
7 共通	医療法人関係の書類の提出は保健所経由か。	直接、医療政策課あて提出です。
8 共通	提出が時期が遅れたが、理由書等必要か。	取り急ぎご提出願います。理由書等が必要な場合は別途ご連絡します。
9 共通	定款や議事録は製本する必要があるか。	製本はせずご提出願います。添付書類はとじ及び割印は不要、片面印刷、クリップ止めで提出願います。
10 共通	提出書類に規格などはあるか。	全てA4サイズにて提出願います。提出書類はとじ及び割印は不要、片面印刷、クリップ止めで提出いただくと助かります。
11 共通	書類提出の際は予約は必要ですか。	書類の提出のみであれば予約は必要ありません。また、郵送による提出も可能です。
12 共通	【提出書類への押印】 提出書類には押印は必要か。	原則、下記の書類を除いて押印は省略できます。  ●押印が必須の書類 議事録、履歴書、就任承諾書、出資持分・基金拠出関係書類など ※「押印した原本」または「押印した原本の写しに理事長が原本証明(法人実印の押印)したものを提出してください。
13 共通	郵送で提出する場合、日付はいつを記入すべきか。	郵送の場合は発送日をご記入願います。
14 役員変更	役員の変更があったが届出が必要か。	役員変更届が必要です。本県のホームページに掲載している、チェックリストをご確認上で提出願います。
15 役員変更	役員は何名必要か。	原則理事3名以上、監事1名以上が必要です。 実際に法人運営に参画できない者を名目的に役員に選任することはできません。なお、定款に規定する役員定数は、定数の下限と上限の範囲が大きくなりすぎないように留意してください。(定数の上限は、下限の2倍までが目安です。：例「3名以上6名以内」)
16 役員変更	役員(理事及び監事)の要件はあるのか。	本県のホームページに掲載している、「医療法人の社員・役員就任に係る運用方針」をご確認ください。
17 役員変更	役員が営利企業の役職員を兼ねることは可能か。	本県のホームページに掲載している、「医療法人の社員・役員就任に係る運用方針」をご確認ください。
18 役員変更	役員の入替わりがない、重任の場合も役員変更届は必要か。	重任の場合も必要です。また、理事長の重任は登記事項でもあるため、登記完了届も提出が必要となります。
19 役員変更	新たに就任する役員の添付書類である「身分証明書」は、運転免許証の写しでよいか。	運転免許証等の本人確認書類ではありません。本籍地のある市町村(住民課)が発行するものです。
20 役員変更	新たに就任する役員の添付書類である履歴書は、市販品や法人独自の様式を使用してよいか。	本県のホームページに掲載している履歴書見本の使用を推奨しますが、内容が網羅されていれば、市販品等でも可能です。特に、 <b>役員欠格事由に該当しない旨の表記は忘れず追記してください。</b>
21 登記完了	登記完了届に添付するのは現在事項証明書でよいか。また、コピーでよいか。	履歴事項全部証明書(登記簿謄本)の原本を添付願います。
22 事業報告書	医療法人が県に提出した事業報告書は誰でも閲覧可能なのか。	はい、どなたでも閲覧可能です。 <b>例年、医療政策課あてに200~300件の閲覧申し出があり、ご提出された決算書類は閲覧に供されています。</b>
23 事業報告書	事業報告書(決算届)や経営状況等報告(以下報告書等)には理事長などによる押印は必須か。	報告書等への理事長などの押印は省略可能です。 事業報告書は閲覧に供されるため、押印は控える医療法人が多いです。
24 事業報告書	事業報告書(決算届)の監事の監査報告書は押印は必須か。	監事の監査報告書も押印省略は可能です。 事業報告書は閲覧に供されるため、押印は控える医療法人が多いです。

## よくある質問 (Q&A) \_医療法人関係

※このQ&Aは頻度が高い質問への回答例であり、全ての事例に必ず当てはまるものではありません。

260415

	質問内容	回答内容
25	事業報告書 病床数の変更により病院から診療所（又は診療所から病院）に変更した場合、様式1と様式2のどちらで報告をするべきか	会計年度終了日の病床数にて様式を選択してください。
26	事業報告書 廃止又は休止している医療機関は報告の必要があるか	会計年度中に廃止した医療機関も休止中の医療機関も報告が必要です。
27	事業報告書 事業報告書はインターネットで報告できますか。	医療法人経営情報データベースシステム（MCDB）を使用して提出可能です。 希望される場合は「ID発行依頼票（沖縄県あて）」を記入し、aa090603アットマークpref.okinawa.lg.jpあてメール願います。 件名「（医療法人〇〇）MCDB医療法人ID発行依頼」
28	事業報告書 経営情報データベースシステム（MCDB）の操作方法でわからないことがある。	システムに関するお問い合わせ先は下記のとおりです。 医療法人経営情報報告相談窓口（厚労省） 電話：0570-783-867（受付時間：平日9時00分～17時00分）
29	事業報告書 会計年度中に変更があったが、いつ時点の役員を記載すべきか。	会計年度最終日における役員構成を記載願います。
30	事業報告書 法人の決算書と、事業報告書や経営状況等報告（以下、報告書等）の勘定科目が一致しないがどうすればよいか。	勘定科目が一致しない場合、最も近い内容の科目欄に計上してください。厚生労働省通知「医療法人に関する情報の調査及び分析等」の取扱い（第0版※回答作成時は第3版が最新）については、科目の説明等があるので参考にしてください。
31	事業報告書 財産目録や貸借対照表、損益計算書は円単位でよいか。	<b>千円単位で記入願います。</b> 四捨五入でも切り捨てでも可能ですので、法人で決めた方法で統一して記載ください。切り捨てた場合、合計額が合わないことがあります。その誤差はそのまま表示で可とします。
32	事業報告書 令和〇会計年度と記載する必要があるが、会計期間が年をまたぐ場合どのように考えるべきか。	原則、期首の属する年を年度としてください。 令和7年10月～令和8年9月が会計期間 → 令和7会計年度
33	事業報告書 貸借対照表で、利益剰余金はどこに計上すればよいか。	利益剰余金は積立金に計上してください。
34	事業報告書 出資持分ありの法人の場合、出資金は貸借対照表に計上する必要があるか。	はい。基金を出資金と書き換えて計上してください。
35	経営状況等報告 報告の対象となる施設は	病院と診療所です。介護老人保健施設や介護医療院は報告の対象外ですが、医療法以外で義務化されている場合がありますのでご注意ください。
36	経営状況等報告 「職種別給与総額及びその人数に関する情報」の記載が困難な場合、報告様式の2枚目の提出は不要か	提出は必須です。任意記載科目について記載が困難な場合は、「*」を記載することができます。
37	定款変更 医療法人で介護事業、保育事業などの附帯業務をしたい。	医療法人が実施可能な附帯業務かをご確認いただいた上で、定款変更認可申請をしてください。提出書類はチェックリストをご確認ください。実施可能な附帯業務かは、厚労省ホームページにある通知「医療法人の附帯業務について」で確認できます。
38	定款変更 県が定款変更の認可をするまで、どれくらいかかるか。	時期や内容にもよりますが、通常1カ月～2カ月を要します。 申請内容によっては定款変更申請とは別で、保健所や福祉課での手続きや、登記に要する期間なども考慮願います。
39	定款変更 定款に変更があるが、社員総会など法人内の手続きをすれば、変更できるのか。	原則県知事による認可が必要です。定款変更日は県知事の認可後（認可書を受け取った日）となりますのでご注意ください。なお、事務所所在地の変更、公告方法の変更は「申請」ではなく、定款変更後の届出となります。
40	定款変更 診療所（附帯業務の事業所）を移転予定だが、診療報酬や保健所との手続きの関係で、定款に移転後の所在地の診療所を予め定める必要がある。その場合どうすればよいか。	医療法人によっては、移転前住所の診療所とは別で、移転後住所の診療所を開設する旨の定款変更認可手続き（1回目）を行い、移転後に適宜、旧住所の診療所を廃止する定款変更認可手続き（2回目）を行っています。
41	設立認可 設立認可申請の締切日はあるか。また、財産目録などの作成には基準日が必要だがいつか。	例年、医療政策課では7月頃（基準日3月末日）、12月頃（基準日9月末日）の2回、申請締切日を設定しています。